

定款細則

(山岳レスキュー技術者資格に関する規定)

第1章、総則

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下、「当協会」という。）の定款第4条に基づき、山岳レスキュー技術者認定に関して規定する。

第2条 (山岳レスキュー技術者認定資格)

当協会は次の山岳レスキュー技術者を認定する。

- (1) 上級レスキュー技術者
- (2) 中級レスキュー技術者
- (3) 初級レスキュー技術者

第3条 (プロフェッショナル山岳レスキュー技術指導者資格)

当協会は次のプロフェッショナル山岳レスキュー技術指導者を認定することができる。

- (1) 上級レスキュー技術者をレスキューマスターとし、正会員とする。
- (2) 中級レスキュー技術者をレスキューリーダーとし、準会員とする。

第4条 (レスキューマスター資格、レスキューリーダーの職域範囲)

レスキューマスターは以下の活動を有償で行うことができる。

- (1) 当協会認定指導者としてレスキュー技術を講習することができる。
- (2) 当協会認定指導者としてレスキュー技術について講演、書籍の執筆が出来る。
- (3) 山岳遭難で当協会専任のレスキュー隊員としてレスキュー活動を行うことができる。
- (4) その他の山岳救助関係の仕事を有償で行うことができる。

2. レスキューリーダーは以下の活動を有償で行なうことができる。

- (1) 当協会認定指導者として初級レスキュー技術を講習することができる。
- (2) 当協会認定指導者としてレスキュー技術について講演、書籍の執筆が出来る。
- (3) 山岳遭難で当協会専任のレスキュー隊員としてレスキュー活動を行うことができる。
- (4) その他の山岳救助関係の仕事をレスキューマスター、アルパインガイドの指導の下に有償で行うことができる。

第2章、認定機関

第4条 (認定機関)

レスキューマスター、レスキューリーダーの認定会員資格は当協会の**資格審査委員会**がこれにあたる。

第5条 (山岳レスキュー技術検定員と委嘱、および任期)

レスキューマスター、アルパインガイドは、検定員研修に参加し、検定方法、評価方法、講習生の安全対策を研修の上、遭難対策委員長の委嘱をもって検定員とする。

2 その任期は1年とし、再任を妨げない。

第6条 (山岳レスキュー技術検定員の解任)

その地位にふさわしくない行為を行なった検定員は、遭難対策委員会の議決により、解任することができる。

第7条 (資格審査委員会のレスキューマスター、レスキューリーダーの認定会議における議決)

資格審査委員会でのレスキューマスター、レスキューリーダーの認定会議における議決では、多数決制を採るのではなく、資格審査委員が、賛成、反対、保留の票を投じることによって行う。保留票は、賛成、反対の判断が出来ない場合の票をいう。

(1) 可決は、反対票がなく、一票以上の賛成票と、複数の保留票で可決する。

(2) 否決は、一票以上の反対票で否決する。

第8条 (資格審査委員会の認定に関する情報の秘守)

資格審査委員会での認定審議内容、及び評価内容については、志願者の営業上での不利益や名誉を毀損する恐れがあるため秘守しなくてはならない。

第3章 山岳レスキュー技術者の検定

第9条 (検定内容)

各山岳レスキュー技術者の検定内容は次のものとする。

(1) 初級レスキュー技術者検定

(75度程度の斜面で行う)

※記号は、検定項目からは除外し、講習項目とする。

① 装備について持っているか

スリング類、スターティックロープ、デッセンダー、アッセンダー、その他(ナイフ、ハンマー、等)

② レスキューでのロープの結び方、使い方

半マスト結び/仮固定の結び/固定の結び/フリクションヒッチ/※フリクションヒッチ回収技術

③ 支点設置技術

流動分散、固定分散の技術/※支点構築材料の強度を考慮して設置技術

④ 懸垂下降技術

半マスト結びでの下降／他の器具を使用しての下降技術

※懸垂下降失敗者を救助する技術、別ロープによる。

⑤ 結び目の通過技術

懸垂下降中の結び目通過／吊り降ろし時の結び目通過

⑥ ロープの仮固定技術

確保時仮固定／懸垂下降時仮固定

⑦ テラスからの怪我人の降ろし技術

補助しながら歩いてのカウンターラッペル／背負ってのカウンターラッペル／補助者の操作による背負い降ろし

⑧ 怪我人の引き上げ技術

1／3システムでの引き上げ

1／5システムでの引き上げ（補助ロープ使用方式）

※1／7のシステムでの引き上げ技術

⑨ 自己脱出技術

フリクションヒッチのみを用いた場合／器具を使用した場合

⑩ 怪我人の処置、搬送技術

怪我の処置＋止血／ザック担架／背負い搬送／※ロープ担架

(2) 中級レスキュー技術者

(90度程度の斜面)

※記号は、検定項目からは除外し、講習項目とする。

①レスキュー用具の使用方法

半マスト結び（片手で行う）／仮固定の結び／フリクションヒッチ（マッシャー、バルトタン、ポロネ、ブレーキヒッチ、フレンチ）／フリクションヒッチ回収技術（Kシステム、中田システム、※桐生システム）／オートストッパー解除技術（ジジ、ルベ ルソ）／カラビナストッパー設置、解除技術（ガルーダ）／※ビエンテ、ロレンツイ / アッセンダー／その他（身支度など）

②あらゆる状況下での支点設置技術

支点の新設技術（ハーケン、ボルト、その他）／流動分散荷重の設置／固定分散荷重の設置／荷重方向とスリング角度の技術

③懸垂下降技術と空中での停止技術

器具での懸垂下降と空中での仮固定技術（器具限定）／半マスト結びでの懸垂下降と空中での仮固定技術／結び目のあるロープの懸垂下降技術／その他（自由課題）

④あらゆる状況での自己脱出技術（空中）

スリングが一本だけでの脱出／器具を用いた脱出（時間限定、1分/m）フリクショ

ンヒッチによる脱出

⑤引き上げ理論と効率的セット方法（垂壁）

1 / 3システムでの引き上げ / 1 / 5システムでの引き上げ / 1 / 7システムでの引き上げ（時間限定、3分 / m） / ※1 / 9システムでの引き上げ

⑥テラスからの怪我人の降ろし技術（75～110度）

背負ってのカウンターラッペル（20m以上） / 補助者のロープ操作による背負い降ろし（80m程度）

⑦垂壁でのカウンターラッペルによる救出技術

キャッチから同時降りによる救出 / ※KYシステムでのオーバーハングからの救助

⑧垂壁での懸垂下降失敗者を救出する技術

懸垂下降支点（上部）からの救出（別ロープによる） / ※同一ロープでの救出

⑨負傷者の応急処置、梱包、搬送技術

手、足の骨折箇所の手当て / 背負い搬送 / ※ロープ担架

（3） 上級レスキュー技術者

（垂壁～空中程度の斜面）

※記号は、検定項目からは除外し、講習項目とする。

①引き上げ理論と効率的セット方法（垂壁～空中）

※1 / 2システムでの引き上げ

1 / 3、1 / 5、1 / 7、1 / 9その他のシステムから2システムを選択し、2分 / mが検定の内容とする。

②テラスからの降ろし技術

1 : 1での背負ってのカウンターラッペル / 1 : 1での補助者のロープ操作による背負い降ろし / 1 : 2で補助者のロープ操作による降ろし / 1 : 2で担架による降ろし（ロープ担架） / ※レスキューシートの使用

③ハングでの宙吊りからカウンターラッペルの救出技術

キャッチから同時降りによる救出 / キャッチから先降りによる救出 / 救助者の登り返しによる救出

④トラバースルートでの救助方法

トラバースルートでの宙吊りからの救出技術

⑤空中での懸垂下降失敗者の救助方法

懸垂下降支点（上部）からの救出（同一ロープ） / 下降地点（下部）からの救出（同一ロープ）

⑥登攀中のあらゆる状況での救助方法（課題）

2P（80m以内）の中にハング、トラバースを含むルートに宙吊り状態を設定し救助にあたらせる。

⑦負傷者の応急処置

頭の怪我、手足の骨折箇所の手当て

⑧梱包、搬送技術

ロープ担架の作成／背負い搬送

⑨筆記試験

レスキュー関連法律知識、技術、安全管理4者択一、及び記述、20問

第10条 (検定の方法)

(1) 初級レスキュー技術者検定の方法

初級講習、検定試験では講習項目、内容毎に最初に講師が実技講習を行った上で受講生に実技を行わせ、その内容について検定を行う。

参加者個々の技術レベルを超えていると思われるときにはその項目の検定を、あるいは受験生の検定を中止しなくてはならない。

検定項目の8割を消化して検定が成立したと見なす。

(2) 中級レスキュー技術者検定の方法

中級検定試験では講習項目、内容毎に先ず受講生に実技させる。つまり検定を先に行い、問題の個所、知らない技術については講習する。また良かった内容についてもどの点が良かったかを講評する。

参加者個々の技術レベルを超えていると思われるときにはその項目の検定を、あるいは受験生の検定を中止しなくてはならない。

検定項目の8割を消化して検定が成立したと見なす。

(3) 上級レスキュー技術者検定の方法

上級検定試験では講習項目、内容毎に先ず受講生に実技させる。つまり検定を先に行い、問題の個所、知らない技術については講習する。また良かった内容についても、どの点が良かったかを講評する。

参加者個々の技術レベルを超えていると思われるときにはその項目の検定を中止する、あるいはその受験生の検定を中止しなくてはならない。

検定項目の8割を消化して検定が成立したと見なす。

第11条 (評価方法)

評価方法は別に定める評価表と減点表を用いて行い、検定員による誤差をなくする努力をしなくてはならない。

全資格とも実技審査項目ごとに下記5段階評価を行う。その上で、30点を最大とする減点を評価点より引き総合評価する。

- ◎ 100点 実技が正しく素早くでき、理論を理解している。応用力がある。
- 75点 実技が正しく素早くでき、理論を理解している。
- △ 50点 講習内容に沿ってなんとか出来る、理論を理解していると言ひ難い。
- ▲ 25点 講習内容の幾つかを出来ない。
- × 0点 出来ない。

0点の項目がなく、平均点で70点以上を合格とする。

第12条 (検定員の人数)

上級レスキュー技術検定では、受験生4名に対し2人の講師とする。

第4章 資格認定と会員登録

第13条 (資格認定)

評価終了後、遭難対策委員長を通じて理事会に報告し、認定の承認をもって認定とする。認定者には事務局を通じて速やかに認定証を送付する。

第14条 (正会員資格、準会員資格の申請と審査)

上級レスキュー技術者認定された者は、当協会の正会員（レスキューマスター）として認定申請することが出来る、別途に、日本赤十字社「赤十字救急法救急員」の資格を取得していなくてはならない。

提出書類は次のものとし、審査は書類審査でおこなう。

- 正会員申請書
- 推薦状
- 履歴書
- 戸籍抄本
- 健康診断書：応募の3ヶ月以内のものとする。
- 山岳レスキュー論の論文：400字詰め原稿用紙10枚程度
- 登山歴：志願者はマウンテンガイドと同等、あるいはそれ以上の登山経験があること。
- 日本赤十字社「赤十字救急法救急員」の資格の写し

2 中級レスキュー技術者認定された者は、当協会の準会員（レスキューリーダー）として認定申請することが出来る。提出書類は次のものとし、審査は書類審査でおこなう。

- 準会員申請書
- 履歴書
- 戸籍抄本
- 健康診断書：応募の3ヶ月以内のものとする。

第5章 資格更新・停止・剥奪

第15条（レスキューマスター、レスキューリーダーの認定期間）

認定期間は5年とする。

第16条（レスキューマスター、レスキューリーダー資格の更新）

資格更新研修を受け更新手続きをとることにより更新することが出来る。

2. レスキュー技術検定員は、更新研修を免除する。

第17条（レスキューマスター、レスキューリーダー資格の停止）

資格審査委員会は当該レスキューマスター、レスキューリーダーに次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を一年以内の資格停止とすることが出来る。当該資格者は資格保留者とする。資格審査委員会はこの旨、資格保留者に通知するとともに理事会に報告しなくてはならない。

- (1)レスキュー技術指導中の重大な事犯によって他人を損害に至らしめた場合。
- (2)本会の名誉を毀損し、又はレスキューマスター、レスキューリーダーとしての規律、秩序を著しく乱したとき。

第18条（レスキューマスター、レスキューリーダー資格の剥奪）

資格審査委員会は当該レスキューマスター、あるいはレスキューリーダーに次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を剥奪することが出来る。この場合議決の前に弁明の機会を与えなければならない。資格審査委員会はこの旨理事会に報告し、理事会の承認をもって資格剥奪とする。

- (1)レスキュー技術指導中の重大な事犯によって他人を損害に至らしめた場合。
- (2)本会の名誉を毀損し、又は秩序を著しくみだしたとき。

第6章、レスキューマスター章、レスキューリーダー章、会員証

第19条（レスキューマスター章、レスキューリーダー章、会員証）

レスキューマスター章とは、別に規定する、バッジ、ワッペンをいう。バッジには正章と副章がある。ワッペンには、正会員ワッペンとレスキューマスターワッペンがある。

2. レスキューリーダー章とは、別に規定する、バッジをいう。バッジには正章と副章がある。
3. 会員証とは、身分証明書である。

第20条（章の表示と会員証の携帯）

救助活動中、及びレスキュー技術指導中は、レスキューマスター章、レスキューリーダー章を胸あるいは、腕に表示し、会員証を携帯しなくてはならない。

2. レスキューマスター、あるいはレスキューリーダーとしての会議・パーティ出席では、正章を胸に表示しなくてはならない。

第21条（章貸与の禁止）

いかなる場合も、章の貸与を行ってはならない。

第22条（章、会員証の返却）

レスキューマスター資格、レスキューリーダー資格を喪失した場合は、直ちに章、会員証の返却を行わなくてはならない。

2. 紛失の際には、正章は4,000円、副章は3,000円、会員証については、3,000円を弁償するものとする。

付 則

1. この規則の改定は、遭難対策委員会で策定し、理事会の承認により施行される。
2. この改定は、前回の改定から2年を経ない場合は、改定出来ない。
3. 前項に関わらず、総会において改定できる。
4. この規定を満足できないレスキューマスター資格者は施行初年度の2009年5月より2年間の期間を猶予する。2年経過後に満足できない場合は、その資格を失効する。
5. この規定は、2009年5月13日より施行する。
6. この規定は、2011年5月17日通常総会により、会員資格（レスキューマスター）の認定を遭難対策委員会から資格審査委員会に変更する。
7. この規定は、2013年1月15日理事会にて、中級レスキュー技術者からレスキューリーダーに名称変更し、項を追加する。

別表 1.

資格区分とバッジ方式

会員区分	資格	バッジ	ワッペン	
正会員	アルパイン・ガイド			
	マウンテン・ガイド			
	レスキュー・マスター			
	クライミング・マスター			
準会員	レスキューリーダーガイド			
	養成学校生			
	他の団体認定資格			
団体会員		団体所属の各個人は上記対応のバッジ、ワッペンとなる。		

- ・ バッジは正章、と副章となる。(小さい方が正章、大きい方が副章)
紛失した場合は、正章は4,000円、副章は3,000円で再交付される。